

## これからの目標

一日一善をしよう

面倒臭がることをやめよう

誰かの役に立とう

誰かを傷つけることはやめよう

運動をしよう

間食はやめよう

毎日化粧をして女でいよう

スッピンで出歩くのはやめよう

休日は友達と楽しく過ごそうようにしよう

一日中家でゴロゴロするのはやめよう

たまにお酒を飲もう

二日酔いになるまで飲むのはやめよう

何事にもチャレンジしよう

すぐ諦めることはやめよう

一日一日を大事に過ごそう

今まで出会った人、これから出会う人を大切にしよう

毎日笑顔でいよう

六十歳まで「たまえ先生」でいよう

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇  
 今回の登壇者は、石井和樹さん(21歳・南内出)です。



角田珠恵さん  
 (森下上・21歳)



# 交流ひろば

新婚さん、金婚を迎えたご夫妻の登壇者を募集しています。自薦・他薦は問いません。皆さんどしどしご応募ください。【問い合わせ】役場企画課広報統計係 ☎24-5111 (内線32)

## 二人三脚で 50年



飯塚 健次さん(77歳)・入沢 八ナさん(76歳)  
 (昭和32年2月28日結婚)

### 「これからも夫婦仲良く」

「初めのうちは苦労しました。農業をしていましたが、本当に色々な野菜を作りました。でも、過ぎてみればあつという間の50年。夢中でやってきて、楽しかったです」と昔を振り返る健次さんとハナさん。

ずっと二人で農業をしてきたそうで、「農業をしてきたので、ずっと二人一緒にやってこられました。楽しく仕事ができましたよ」とニッコリ。今でも、自分の家で食べる分の野菜を健次さんが栽培。楽しく農業をされています。

現在は、息子さん家族と一緒に6人暮らし。息子さんと「本当によくできた嫁です」と絶賛のお嫁さん、お孫さん二人と仲良く暮らしています。趣味について聞くと、「カラオケと旅行が趣味。老人会やクラス会の旅行に1年に3回くらいは行きます」と健次さん。ハナさんは「自己流で書道をやっていました。カラオケも好きですよ」と笑顔で話してくれました。

これからについては、「おじいさんが優しいので、今までケンカもありませんでした。これからも夫婦仲良くやっていきたいですね」と夫婦円満ぶりを見せてくれました。

# 所得税の確定申告は自分で書いてお早めに

今年もラクに済んじゃった！

イータ君 ベッキー

自宅でオフィスで！税理士事務所でも！  
どこでも申告・納税  
e-Tax  
国税電子申告・納税システム

e-Tax用の申告書データは、「確定申告書作成コーナー」でも作成できます。

さあ、あなたもネットで！ **www.nta.go.jp**

<b>確定申告</b>	所得税・贈与税・事業税・住民税	個人事業者の消費税・地方消費税
	3/15(木)まで	4/2(月)まで
<small>○申告と納税は期限内に、○納税は便利な簡単納税で、○滞り金の受取りは口座振込で、</small>		
<small>平成18年分の確定申告で初めてe-Taxをご利用される方へ e-Taxをご利用される場合は事前準備が必要です。お早めに、開始届出書をご提出ください。</small>		<small>所得税の申告に利用する場合 2月中旬ごろまで、 消費税の申告に利用する場合 3月上旬ごろまで。</small>

◎税務署・都道府県・市区町村

平成18年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日（金）から3月15日（木）までです。

税務署の閉庁日（土・日曜日・祝日等）は通常、税務署での相談及び申告の受付は行っていませんが、申告書は、郵便などによる送付、または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

なお、平成18年分の確定申告期間中、一部の税務署では、2月18日と25日に限り、日曜日でも確定申告の相談、申告書の受付を行います。詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）で確認するか、税務署にお問い合わせください。

所得税の確定申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書はご自分で書いて、できるだけ早めに提出してください。

また、インターネットで申告や納税ができる「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」の詳細については、e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）またはヘルプデスク（☎0570-015901）でご確認ください。

## 【平成18年分の所得税から適用される主な改正事項】

1. 定率減税額が所得税の10%（最高12万5千円）に変わりました。  
（改正前：20%、最高25万円）
  2. 一定の要件を満たす住宅耐震改修をした場合に、その費用の10%（最高20万円）を住宅耐震改修特別控除として所得税から控除できます。
- ※この控除を受けるためには、昭和村長の発行する「住宅耐震改修証明書」などが必要です。
3. 寄付金控除の適用下限額が5千円に引き下げられました。  
（改正前：1万円）
  4. 1回の支払額が、次により計算した金額以下である配当等が、確定申告を要しない少額配当の対象になりました。

※  $10\text{万円} \times \text{配当計算期間の月数（最高12か月）} \div 12$